

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 14 令和三年八月二十三日から令和六年三月三十一日までの間における川上小学校に係る別表第一山添駐在所から川上村立学校給食共同調理場までの項の規定の適用については、同項中「吉野郡川上村大字西河」とあるのは「吉野郡川上村大字人知」と、「一級」とあるのは「二級」とする。

附 則

この規則は、令和三年八月二十三日から施行する。